

## 第5回むつ市総合教育会議議事録

開催日時: 平成 28 年 6 月 28 日(13:00～14:10)

開催場所: むつ市役所 庁議室

出席者: 宮 下 宗一郎 市長  
高 瀬 厚太郎 教育委員長  
宮 浦 雅 子 教育委員  
村 中 一 文 教育委員  
納 谷 順 子 教育委員  
遠 島 進 教育長

事務局 金 澤 教育部長  
野 藤 政策推進監  
鷺 岳 生涯学習課長  
山 本 中央公民館長  
石 澤 川内公民館長  
佐 藤 大畑公民館長  
三 上 脇野沢公民館長  
櫻 井 図書館総括主幹  
祐 川 学校教育課主任指導主事  
澤 田 中央公民館長補佐

光 野 民生部長  
田 中 民生部政策推進監  
伊 藤 民生部市民スポーツ課長

高 橋 総務政策部政策推進課主事  
高 杉 教育委員会事務局総務課長  
福 山 教育委員会事務局総務課主幹



# 1. 教育再生首長会議報告

**事務局：** これより、第5回むつ市総合教育会議を始めさせていただきます。

司会は、宮下市長にお願いいたします。

**宮下市長：** それでは、会議を進めて参りたいと思います。

本日の会議に先立ちまして、6月6日東京都ルポール麹町において開催された「教育再生首長会議」に出席してまいりましたので、会議の内容、下村前文部科学大臣の講演がその場でありまして、現状の教育行政について9項目にわたって御指導がありましたので、簡単に御紹介いたします。

まず、義務教育学校制度が導入されるということで、今まで小学校6年、中学校3年とすることでしたが、自治体の考えに合わせて、「5年・4年」とか「4年・3年・2年」とか様々なパターンがつけられるという話があって、全国ですでに実施している学校が1,000校あるということでした。

2点目が、総合教育会議をうまく活用して、市長の思いを形にしてほしい。

3点目が、土曜授業について言及があって、これは予算制度があって、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ負担すれば土曜授業ができる。大分県では、土曜授業を導入してから、8年連続して学力トップになっているという話があるようです。現在では、16,000校が取組んでいて、900団体で協力登録して、学校の先生が授業をしているということです。

4点目が放課後子供教室、これも平成31年度までに全ての小学校で導入するという話があり、これも非常に参考になりました。

5点目が道徳の教科化、これは皆さん御存じのことと思います。

6点目が小学校の英語教育についてであります。これも、2020年以降、中学年から始めると言うことですが、担任の先生がやると負担が大きくなるので、ALTなど補助教員を活用して、うまく連携してやってくださいという話でした。これも皆さん御存じのことと思います。

7点目が、教育課題のてこ入れということ

で、困窮家庭の子どもたちは、統計的に見てということだと思いますが、成績が少し落ちるケースがあって、京都ではそれに対応している事例があるということです。

8点目が、産学官の連携ということですが、大学のあるところの話ですけれども、北広島市というところは、大学はあるものの隣の市に人が住んでいるケースが多かった、ということですが、市内に学生を住ませるために、アパート代を市で負担するというところまでやっている。これは、お金がかかる一方で、地方創生とかそういったことで、若い人が街に来ることはいいということで、紹介されました。単に学校のことは教育委員会で考えて、というだけではなくて、市全体で考えていくという趣旨だと思います。

9点目が、教職員の研修、これをしっかりやってほしい。特にこれは、やり方に決まりはないので、競争し合いながらやってほしい、という話がありました。

以上9項目について、最新の状況として講演がありましたのでお知らせしたいと思います。

私は、こういう話を聞いて、7月の中旬にもまた教育再生首長会議に行つて来ますが、国の動き、流れが早いなど。他の分野でもそうですが、どんどん新しいことが始まってきている、という印象です。

ただ、教育の分野は、繰り返しになりますが、子供たちを実験台にするようなことはあってはならないと思います。

ただ、一方で、効果が出ていたり、ある程度積み上げがあるものについては、しっかり取り入れて、当然現場のアレンジはあると思いますが、やっていかないと、我々がというより子供たちが、他の地域の子供たちに比べて遅れていく、ということになっていきますし、そういった意味でむつ市の損失という以前に、我々がぼんやりしていると子供たちの未来をつぶしてしまうということだと思っています。

教育というのは、それぐらい大事な仕事だと、改めて認識しているところです。

私、明日6月29日で、いよいよ任期の折り返しということになります。ちょうど2年経ったということでもありますので、残りの任期については、しっかり教育の分野にも、こ

の総合教育会議を通じて力を入れていく2年でありたいと思っています。

産業とか、あるいはその他公共事業だとか、そういうところには今まで力を入れてやってきましたけれども、教育の方にも皆さんの協力を得て、しっかり子供たちの未来にプラスになるような形をつくりたいと思っていますので、本日も積極的な議論をよろしくお願いいたします。

報告については以上です。

## 2.議事

**宮下市長：** それでは、次第に沿って会議を進めます。

始めに、前回の会議で議論した「スポーツ・レクリエーション活動の充実について」のまとめを、事務局から説明してください。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** むつ市教育大綱 スポーツ活動の充実ということで、大綱の案と、補足の説明をさせていただきます。

前回の総合教育会議における課題が、少子化に伴う部員数減少により、団体競技の存続が困難になっている。もう一点、教員の高齢化による指導者不足、これを受けて、方向性としては外部指導者とスポーツ少年団への移行ということでしたので、それを踏まえ教育大綱の案を説明させていただきます。

まず1点目、すべての子ども達がそれぞれ関心を持つスポーツ活動を選択できる体制を整え、スポーツを通して努力を継続することで得られる達成感や年齢の異なる子ども達と集団で活動することで生まれる人間関係の形成等、心身ともにバランス良く成長できるような環境の整備に努めます。

補足になりますが、少子化により部員数が減少していることから、児童数の少ない学校でも興味を持つスポーツを選択できるよう、地域の実情に応じた体制作りについて、校長会、市連 P、スポーツ少年団、体育協会等関係機関との連携を図りながら支援します。

学校部活動では教員の高齢化等により指導者が不足してきていることを受け、スポーツ少年団への移行について支援します。

対策例として、これはイメージですが、複

数校の学校部活動を統合して、その後一定の移行期間を経てスポーツ少年団へ移行するという方策、これは脇野沢、川内方面をイメージしております。

既存のスポーツ少年団へ移行、これは関根地区について、大畑にはすでに民間のスポーツ少年団があるということで、そちらへの統合が可能ではないかと思っています。

指導者の不足への対策例として、地域が主体となるスポーツ少年団への移行、その前に、スポーツ少年団の体制ができていない地域では、学校部活動への外部指導者の派遣、その場合、教員は顧問として関わり、外部指導者は技術指導を担うこととなり、そこから始めたいと思っています。

**事務局（祐川学校教育課主任指導主事）：** 補足いたします。

学習指導要領の解説に書かれている内容についてですが、平成20年6月出された「体育編」の中にクラブ活動、運動部の活動ということで記載があります。

運動部の活動は、主として放課後を活用し特に希望する児童によって行われるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師等の適切な指導のもとに自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である、ということを受けて、スポーツ少年団への移行を考えていきますが、その前に、部活動数、対外試合数、参加数の見直し、合同チームの可能性など既存の部活動の維持を前提に進めていくということにしております。

「主として放課後を活用し」、「教師等の適切な指導」ということについてですが、県に確認したところ「主として放課後を活用し」というところについては、教育課程外の活動であることを指しており、記載されている「運動部」は校長が判断し、学校の部活動として認めた場合のもの、ということです。

「教師等の適切な指導」につきましては、校長が自校に部活動を認めた場合、教師が、補助的であっても関わらなければならない。

逆に、校長が判断して自校の部活動を廃止し、地域が主体となるスポーツ少年団に移行する場合には、上記については適用されないということです。これに教師が関わる必要はないという説明でした。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** 2ページ目に入りまして、中学校のスポーツ活動補足、ということで、教科や行事、特別活動等で学んだことを生かしながら、生徒が自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会となるよう、これまでと同様に部活動の意義を尊重しながら実施します。

少子化により部員数が減少している学校もあることから、合同チームの可能性や長期的な視野に立った競技種目数の見直し及び地域の人々の外部指導者への活用などについて、学校の活動を支援します。

**事務局（祐川学校教育課主任指導主事）：** 補足いたします。

こちら、中学校の学習指導要領の解説、こちらは「総則編」に記載があります。

部活動の意義と留意点ということで記載がありますが、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」とされております。

生徒が部活動で自らの適性や興味・関心等をより深く追求していけるよう、これまでと同様に部活動の意義を尊重しながら実施していく方向であると解釈します。

「教育課程との関連が図られるよう留意する」については、中学校も教育課程外の活動であるが、教育課程において学習したことを踏まえ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すことを指してる、ということです。

「連携などの運営上の工夫を行う」ということについては、地域の人々を外部指導者に活用するなど教職員だけでなく、地域と連携して運営に努めていくことを指す、ということで説明を受けました。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** 2点目ですが、子ども達の個々の可能性を発掘し、最大

限発揮できるよう学校、体育協会、スポーツ少年団や関係団体、スポーツ推進委員等と連携しながら、地域の実情を踏まえた上で、専門的な指導者の確保、養成に努め、ジュニア競技者の育成・強化を図ります。

補足になりますが、放課後のスポーツ活動において、競技経験のない教師が指導を担当する場合がありますが、これでは教師にも負担がかかり、教わる児童、生徒の能力を十分生かすことも難しくなります。しかしながら、子ども達の放課後の練習時間に合わせて指導できる人材を探すことは非常に難しいことから、指導者バンクを設立し指導者を登録し、要請に応じて指導者を派遣できるシステムを作ります。また、指導者を対象とした講習会への参加、指導者研修会等の開催を通じて、指導者の育成に努め、各競技において、全国大会等で活躍する選手が育成されるなど、むつ市の競技力が向上することを目指します。

3点目ですが、子ども達が運動・スポーツに親しむ環境を充実させ、家庭、学校、地域において健康づくりを目指しながら、子どもの夢を育み、トップレベルのスポーツ選手と交流する機会を創出するため、プロスポーツ選手やトップアスリートによるスポーツ教室やプロスポーツの興業を開催するとともに大会等の誘致に努めます。

補足になりますが、むつ市の小中学生の肥満傾向児出現率をみると、むつ市はいずれの学年でも全国平均、青森県平均を大きく上回っており、肥満児童・生徒が多い傾向が示されています。小中学校や若い世代の肥満を解消するため、まずは運動・スポーツする機会を作り、健康となることが大前提となり、また、スポーツに関心、興味を抱くためにも、プロスポーツ選手やトップアスリートとの交流やプロバスケットボール等や各種競技の全国大会の開催を誘致することが重要と考えます。

こちらにつきましては、御存じのとおりヤクルトスワローズや西武ライオンズの野球教室、鹿島アントラーズのサッカー教室等がすでに開催されております。

これに加えまして、新体育館が完成した際には、バスケットボールのBリーグ青森ワッツ等の試合誘致など、大きな大会の誘致を行

い、スポーツに関心をもっていただきたいと考えております。

**宮下市長：** それでは、皆さんから御意見、御質問をつのりませんが、その前に私から、何点かあります。

まず、1ページで、小学校の指導要領の中にあるところで、何か突然方針のようなものが書かれています。これはどういう意味でしょうか。「スポーツ活動を選択できる体制を整え」と言いながら、「学校部活動を維持することを前提に」と言っていて、一方で「少子化の対策として脇野沢と川内はスポーツ少年団、大畑は近隣」と、全体として整合性がとれていないように感じますが、その点はどうか。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** この点に関しまして、6月2日に、弘前市のスポーツ少年団事務局にお伺いしまして、いきなりスポーツ少年団に移行するのは危険だというアドバイスをいただきました。

弘前市では、平成13年にすべての学校でスポーツ少年団に移行していますが、責任の所在、少年団ごとに子どもたちの育て方がバラバラであるとか、あるいは保護者の考え方とか、一方では地域のスポーツ少年団がうまくいっているところもある、そういった様々なことがあるので、まずは学校も関連しながら安全に移行した方がよいのでは、とのアドバイスを受けましたので、移行期間においては、とりあえずは学校部活動を維持しながら、最終的にはスポーツ少年団、という形で考えています。

**宮下市長：** 学校が連携しながら段階的にやっていくというのは当然の話で、いきなりスポーツ少年団移行とは言っていないんです。

既存の学校部活動を維持することを前提にということを考えてしまうと、それが既成事実となって、そちらが正しいとなってしまいます。

今回の話というのは、2つ背景があって、ひとつは、子供たちがスポーツできない環境になってきた、それが最も大きいわけですが、そのときにどういう体制を取るか、ということで「スポーツ少年

団」というのが脚光を浴びているということと、もうひとつは、教員が部活に割く時間が、学業に対する時間を圧迫している、という2つがあるわけで、最終的にはそういう手段しかありえないわけですから、たとえばこのように書くのではなく「協議を今から学校単位あるいは地域単位で初めていく」とか、そういう方針にしないと、方向性を誤るような気がします。そこは教育委員会とよく相談して決めてほしいと思います。

それから、地区について曖昧な表現は絶対にしない方がいい。それは、その地区の皆様にも失礼に当たる。そこも注意してほしいと思います。

私からは以上です。

文言については、大綱をまとめるに当たってもう一度調整させていただきます。

それでは、高瀬委員長お願いします。

**高瀬教育委員長：** 2点ほどあります。

今、市長がおっしゃったことにも関連しますが、資料の中に、スポーツ少年団に移行というのが相当数見られます。ですから、この文面からは「移行ありき」というふうに見られると思うので、これは、現場の先生たちの声を反映しているのか、ということが少し気になります。

それから、前回の会議でも言いましたが、法律が改正されて、「学校保健法」から「学校保健安全法」というふうになりました。

ところが、「保健」の方は色々注目されていますが、「安全」の面で、未だに浸透していないところがある。そうになると、学校現場では教師の負担が大きくなっている、それから、外部からの受け入れとなると、責任の所在というところが曖昧なうちに、この移行の話は少し唐突かな、と思いますので、私としては学校現場を補うことを、現実的にはまず考えた方がベターではないかと考えています。

**宮下市長：** 教育長お願いします。

**遠島教育長：** 私はこの案でいいのではないかと思います。

今市長が指摘したことは、全くそのとおりだと。「それについての協議を始める」または「具体的にできるところからやっていく」という形で進めていければよいと思っています。

**宮下市長：** 宮浦委員、いかがでしょうか。

**宮浦教育委員：** 子供たちが少なくて、また、先生も本来の職務にプラスするスポーツ指導に負担感を感じている状況で、移行せざるを得ないかなと思います。安全の確認等、地域の様子とか、そのようなことをしっかりと見て進めていかなければいけないと思っています。

**宮下市長：** ありがとうございます。  
村中委員、いかがでしょうか。

**村中教育委員：** この資料を読んで、いろいろな問題点を何とかしようという考えは伝わってきて、それはそれでいいのではないかと思います。やはり、教師の負担と少子化の問題で、みんながいいというシステム、処方箋はひとつではないのだろうと思うので、その地域で一番いいと思われることをやるしかないと思います。

ただ、スポーツ少年団の中身がよくわからないので、判断できない部分があるのですが、スポーツ少年団というのは、学校のクラブ活動を少年団でやっているというだけで、中身はほとんど変わらないと考えていいのか、どうなのでしょう、そのシステムの。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** スポーツ少年団というのは、10人以上の団体で、認定員という資格取得者が2人いれば形式的には整いまして、ここで言っているスポーツ少年団というのは、学校から全く切り離れた民間の団体です。

**村中教育委員：** 学校でやっている場合は、学校のスケジュールに合わせながらやる。  
スポーツ少年団は、その部分全く切り

離されてしまって、学校のスケジュールと関係なく、少年団は少年団のスケジュールで動いてしまうのか、それともある程度学校の行事等と関連しながらやっているのかどうなのか、その辺はどうでしょう。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** 学校の生徒が主体なので、学校の行事が優先すると思います。

**宮下市長：** 現実には、4時間授業、5時間授業とか、どこの学校でも同じようなスケジュールでやっていますので、その放課後といえ、同じ形でやっている。

今、現実にはどうかというと、たとえば小学校の部活のようにやっている野球部でも、実はスポーツ少年団だったりする。たとえば、二田小の野球部だとしたら、野球部だと言いながら、本当はスポーツ少年団の形になっていて、そこにはもちろん二田小の子たちしか来ない。

今回ここで提案しているのは、野球部ができなくなった子供たちも、どこかの学校に集めて少年団的にやったらどうか、ということですので、その点は御理解いただきたいと思います。

**村中教育委員：** 大きな問題にはならないとは思いますが、ひとつ思ったのは、少年団でも、とにかくみんなが楽しく運動できればいいという団もあれば、かなり鍛えてトップを狙う、大会に出たら常に優勝を狙う、そういうことを目的としている少年団とか、違いが出てくるのではないかと。

そうした場合に、うまく適応できる子供とできない子供が出てくるのではないかと、そのように感じたのですがそのあたりはどうでしょう。

**事務局（伊藤市民スポーツ課長）：** そこについては、最近の傾向を見ますと、子供といっしょになって保護者も感情移入をして、勝ちたいという強い意思表示を指導者にするらしいです。

そうすると、指導者も、勝たなければいけない、というプレッシャーがかかっ

て、という傾向にあります。

一方で、スポーツ少年団となりますと、学校部活動は4年生から6年生ですが、1年生から対象になりますので、技術力は、確かにスポーツ少年団になった方が遙かに伸びるといふところがあります。

**宮下市長：** 村中委員の御懸念は、そういうところだと思っていて、組織というかスポーツ少年団の体力というか、組織が大きくなれば、目指すグループもいるし、もちろんそうではないグループもいる。それが学年に分かれれば、4年生、5年生はこういうことをやって、6年生は大会に出て、大会に出るグループも、本当にトップの子たちは出るし、セカンドの子たちは残ってみんなの世話をしながら、という形がある、だから、昔の我々の部活のイメージだと思います。

ゴチャゴチャした中で部活をやっていたイメージができれば、みんなで全国を目指して、落ちこぼれたらはいじかれる、ということはないのではないかと、思うし、むしろそういうふうにしなないといけないと私は思います。

**村中教育委員：** わかりました。いくつかわからない部分はありましたけれど、基本的にはそのようなものだろうと思いました。

以上です。

**宮下市長：** 納谷委員、お願いします。

**納谷教育委員：** ここに書かれている川内、脇野沢も、確かに小学校も中学校も、大会に出ることが本当に難しくなってきたし、脇野沢については、試合ができなくなって、部活がなくなったり、という状況があるので、やりたいけどできないという子供たちのことを考えると、川内の方に来ていっしょに大会に出るといふ選択もあったのではないかと、いう気持ちはありますが、放課後、たとえばスポーツ少年団になったとしても、部活で合同になったとしても、脇野沢から川内まで30分、冬だと1時間弱もしかしたらかかるとなれば、放課後の部活、練習さえも難しいという問題もあると思います。

あと、旧むつ市外の地区であれば、指導者

の確保も本当に大変なことだと思うので、この「指導者バンク」というのをつくって、来てくださる方がいれば、スポーツ少年団という形になってもしかたがないかな、と思います。ただ、いきなりこれを保護者に「スポーツ少年団移行」と出されると、たぶん保護者はパニックになってしまうと思います。

あと、指導者に関しては、指導力が高いとその競技も当然強くなるということもありますので、技術を上げるための指導者の養成というのもとても大切だと思いますが、今、スポーツの世界においては、栄養とか、もちろん救急法など安全の面であったり、メンタル、心の面であるとか、ということが重要視されているので、そういう、技術ではないところの講習とか、協議とかというの、現在小学校、中学校でやられている先生方に対しても、スポーツ少年団の指導者に対しても、そういう場を与えていただきたいと強く思います。

**宮下市長：** わかりました。

確かに、交通への配慮というのは、どこにも書いていない。それは、地域性もあるし、それはどこかに盛り込んでいるんですか。

**事務局（高杉総務課長）：** 今の案には入っていませんが、議論の中で、必要であれば盛り込んでいくことになります。

**宮下市長：** 今後の、そこはしっかりと書いていただければと。

今の話で、皆さんから、委員長もそういう話をされましたけれど、少なくともいきなりやるということではなくて、ただ、一方で、あまりにも方向性だけだと、現場も困ると思います。

教育委員会とか、総合教育会議でそういう方針を出されたけれども、やっていいものなのかどうなのか、いつまでにやればいいのかということ迷うのではないかと、思うんです。

だから、ある程度こういう選択肢がある、それについてはこういうふうにしていけばいい、ということぐらいまでは書いてあげないと、現場は大変だと思いますけれども、教育長はどう思いますか。

**遠島教育長：** 先ほども、できるところからというお話をしましたけれど、現実ここに書いていないところで、今年から完全にではありませんが、スポーツ少年団的な部活動をやっているというのが、苫生小学校がそうですし、第二田名部小学校が3年後までにスポーツ少年団を目指したいということで保護者への説明であるとか、部活動をやっている保護者への説明、PTAへの説明プラス部員の保護者への説明等を話していますが、その中ではあまり反発はなかったということです。

それもしかし、考えてみれば、地区のよって違うのだらうと思っています。

**宮下市長：** どうしても切羽詰まってこない、たとえば野球部できなくなったということぐらいまでいかないと真剣に考えないのかなという感じがありますけど、しかし、その辺はよく留意して大綱に盛り込むような形つくっていきたいと思います。

あと委員長からあった安全という部分は、イメージとしては、部活動、クラブ活動をするときの安全確保、これは納谷さんからもそういう話がありました、これはどういうふうに盛り込むという感じですか。

**高瀬教育委員長：** 先ほど救急の話も出ましたけれど、結局、現場の最低限の対応、教師であれ、指導者であれ、その場で子供たちに対応できるかどうかということが、法律ではせっかく謳われているのに、まだまだ全国的にも教育現場では浸透されていない。

例えば、学会でも学校保健安全法となっても、学校保健の方ばかりにシフトして、安全についてはなかなか出てこない。

いかに安全面がまだまだ浸透していないかということなのですが、実は、一番大事なのはそこなので、やはりトップレベルを目指すとなると、それなりのリスクを伴ってケガとかということが出てくる。

なおかつ、そういう現場が、例えば、グラウンドであっても、非常に整備されたグラウンドかどうかということも、環境にも大きく影響してくるので、保護者の方も、学校現場の先生たちもお互いに、そして、我々行政もみんなが認識した上で、進めるということが大事だということです。

**宮下市長：** むつ市の現状はどうなっているのでしょうか。その点については、安全確保。クラブ活動においてはとか。

**事務局（祐川学校教育課主任指導主事）：** むつ市の場合は、子供がクラブ活動をしているときには、必ずそれを見守る教師がつくようにということで、安全確保を図っています。

**宮下市長：** それは、委員長が言っていることとレベルが違う話で、例えば、発達段階に応じてだとか、あるいは、グラウンドの整備状況だとかといったところも含めて、安全管理ができていくかということですが。

**事務局（祐川学校教育課主任指導主事）：** 学校安全に関する計画は、それぞれの学校で作っておりますので、それに沿って、部活動も行われていると考えております。

**宮下市長：** いずれにしても、ここでトップアスリートとかという話をするのであれば、もちろん指導者が大事だということもありますが、安全面にも配慮しながら、という形の言葉をいれて、今の気持ちを大綱に入れていくということは、事務局の方をお願いしたいと思います。

まだまだ、議論は尽きませんが、他にも項目がありますので、次の項目に移りたいと思います。

事務局の方から説明を願いますが、皆さんからのご意見を聴く時間を長くしたいので、端的に、議論すべき事項に限って説明をお願いします。

**事務局（鷲岳生涯学習課長）：** それでは、生涯学習課から、「社会教育の充実について」説明いたします。6ページをご覧くださいと思います。

はじめに、(1)の「個性豊かな地域文化の伝統と創造」についてですが、各地区に伝わる山車行事や神楽等の伝統芸能は、県の文化財に指定されるなど、貴重な文化として位置づけられているものがあります。しかし、若者が地区から離れ、伝統芸能の継承が危ぶまれる地区が増えることが予想されます。また、

これら伝統芸能に用いられる衣装、道具及び楽器について、長年の使用による劣化等が見られ、修理が必要な状況にもかかわらず、経費がかかることから修理できず、そのまま使用している状況にあります。このような課題に対しては、文化庁や公益財団法人、一般財団法人などの補助金、助成金等を活用し、後継者の育成や衣装や楽器の修復、または映像記録保存ができるよう、助成事業の情報提供を行っていきたくと考えています。

次に、音楽、演劇、舞踊等の文化・芸術は、個人の趣味や教養として精神的な満足、あるいは生きがいなど、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであります。市内にはサークルや団体が数多く存在し、自らの活動の推進や発表の場を設けることを目的に、むつ市文化団体協議会が設立され、年に1回盛大に文化祭を催しております。その活動を支援するため、会場使用料の助成や活動に対する補助金を支給するなど、支援を行っていますが、会員の固定化及び高齢化が進み、活動を休廃止する団体・サークルなどが見られます。一人一人が芸術文化を楽しみ、触れることで、そこから新たな芸術文化を創造することができる環境整備と支援をしていきたく思っております。

続いて2番目、「社会教育の充実」についてですが、教育基本法第3条に生涯学習の理念が示され、また、同法第12条に、社会教育について記されており、市で実施する社会教育行政においては、この理念と社会教育法に基づいて実施していくこととなります。生活スタイルが多様化し、社会の変化が激しく、状況が刻々と変容していく中で、学校で学んだことだけでは解決できないため、様々な課題解決のための学習要求は高まっており、更に学習内容が多様化・高度化しております。これらに対応するため、市の社会教育の方向性を次のとおりとして、一人一人が生涯を通じて学ぶ環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を活かすことができる場の提供など、様々な取り組みを進めていきたく思っております。

ひとつ目として「活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動の推進」。それから、「現代的・社会的課題や年齢に応じた課題解決への学習機会の充実」。「個々の豊富な経験や知

識・技能を活かすことができる場の提供」。そして「社会教育の推進を支える基盤の整備」を方向性として出したいと思っております。

次に、文化財の保護と保存・活用についてであります。7ページ目の下をご覧くださいと思います。

市内には、国、県、市が指定した文化財が47点あり、文化財の本来の価値を損なわないように保存すること同時に、地域の活性化等に文化財の積極的な活用を図られることが重要と思われれます。

文化財の活用に当たっては、住民が参加し、当該文化財を含むその地区の歴史、風土、生活等を交えて、誰に向けて、どのような手法を利用して行うかなど、効果が十分発揮できる活用方法を策定する必要があります。

また、重要文化材や貴重な作品、収集品等は、耐震、防火及び防犯対策等が施された施設での公開が求められることから、今後、歴史資料館等の展示施設の建設について検討が必要と思われれます。

次に、公民館事業についてであります。様々な年齢の方が利用し、その年齢に応じた学習内容を提供することとなりますが、近年の少子高齢化により、高齢者側へシフトした学習が多くなってきていることから、生きがいが持てる学習を推進していきます。

また、多様化する学習要求に応えるため、対象者にあった学習情報を確実に提供できるようにします。

社会教育団体は、団体参加者が同じ趣味や目的を持つ仲間同士で自己研鑽に励み、コミュニティを形成していくことに有効であります。今後は、団体相互が連携を図り、新たな課題解決へ向け活動が更に活発になるよう支援をしていきます。

ほとんどの公民館は、建築から相当年数が経ち老朽化が進んでいることから、市民が安心して利用及び活動できるよう計画的に修繕を行っていく必要があります。

次に図書館ですが、紙媒体で収集している新聞や官報について、職員の負担軽減と書架スペースの有効活用を図るため、電子媒体での購入やデータベースへの接続を検討していきます。誰でも利用できる図書館を目指し、体の不自由な方、特に視覚障害のある方が利用できるよう、拡大図書器の設置や展示資料、

録音資料の活用促進を検討していきます。それから施設の長寿命化を図るため、施設全体の点検を行い、計画的な改修、メンテナンスを図っていきます。

移動図書館の運行、学校図書管理への支援を行い、子供の読書推進を図っていきます。

というような形で社会教育を勧めていきたいと思っております。

**宮下市長：** 聞いていても、こういう形でと言われてもあまりビジョンが見えないような感じがした。そもそも、7ページからの生涯学習のところで言っている赤いところは具体的に何をやるのですか。

**事務局（鷲岳生涯学習課長）：** 少子高齢化に伴っていろいろ課題が出ているものを掲げております。そういう中で、こうゆう課題があるというものを赤字の方で示したものがあります。

**宮下市長：** だから、例えば、学習情報の提供体制とかシステムの構築が必要だと、これは具体的に何をやるのですか。その次の、育成すると言っていますが、これはどういう風にやっていくんですか。

**事務局（鷲岳生涯学習課長）：** 学習情報の提供体制のところは、住民が何か学びたいという時に、情報をアチコチ見るのではなく、どこか一箇所に情報を集約して、そこから自分で学びたい情報等を一箇所で見つけることができる体制、システムを作りたいと思っております。

**宮下市長：** それは、今、ホームページでやっていますよね。

**事務局（鷲岳生涯学習課長）：** ホームページもまだバラバラだという感じをしています。もう少し集約できないかなと思っています。

**宮下市長：** それは、やればよいという問題だと思う。なぜ大綱に示して、我々の大きな方針で考えなきゃいけないのですかということ。

その他の所もすべてそうですが、早くやればよいというだけのこと。

長寿命化の話も、ずっと前から言っている話だし、そういうことではないのでしょうか。

私がそういう話をする身も蓋もない訳ですが、ここで皆さん何かありますかと言って困るかもしれませんが、高瀬委員長お願いします。

**高瀬教育委員長：** 今のデータベースの集約というのは、確かにこれは早くやるべきだと思います。

もう一つは、貴重な文化財の散逸というか、集約しておくべき場所がないというか、それをどういう風に集約して活用していくかということになると、これはハードの問題になってくるかと思いますが、それをただ集約するのではなく、それを活かす、要するにここで生まれ育った子供達の誇り、他地域から来た人達が下北を知るという意味で、目に触れるということを具体的に考えなくてはいけない。

歴史資料館の建設というのは大賛成ですが、いきなりはちょっと無理だろうと思うので、それに変わる、何か目に触れる、知る、感じるという施設は必要だろうと。

**宮下市長：** 実は今、水源池公園の安渡館の隣に式番館をオープンする予定になっていて、もうハコはもう出来ています。そこに今まで文化財収蔵庫に貯めていた文化財ですとか、あるいはジオパークですとか企画展示をしようという形で、今回の6月議会の条例にこの設置条例を出しましたので、明日通ればそういう形で今年の7月くらいからオープンさせて、少しずつそういう機会は作りたいなと思っていました。ありがとうございます。

納谷委員、お願いします。

**納谷委員：** 今もうデジタル化が進んでいるので、例えば学校の中でも、小学生も中学生も、学校のコンピュータ室の中でも、このむつ市のいろんなものが検索して情報が得られ、そこで地域の勉強をするというのを、すぐに見に来られる場所であればいいですが、そういうことも難しい地域であれば、学校の中ですぐ勉強ができるシステムというのを作っていただければ、子供達も、今度、校外学習で来たときに、この前調べたのがこれだなとい

う風に勉強ができると思うので、そういうシステムを作っていただければと思います。

**宮下市長：** 村中委員お願いします。

**村中委員：** また、質問で申し訳ありませんが、この現状と方向性に書かれている、伝統芸能などの映像化とありましたが、現実には、図書館に映像の貸出とか、そういうものはあるのでしょうか。

**事務局（櫻井図書館総括主幹）：** 伝統芸能発表会であるとか、そういう所でやったビデオとかDVD作品はありますが、独自に作ったものは所蔵していません。

**村中委員：** ないですか。

私、栗山の神楽を昔から見ているのですが、昔から見て少しずつ変わってきています。

やる人たちがどんどん変わってきて、例えば獅子頭被っている人達も亡くなって新しい人に継がれていきますが、その都度少しずつ踊りが変わってきて、あの頃の踊りはこうだったなど、そういうのを見るとその都度その都度撮ったものがあって、それが図書館あたりで引っ張り出して見られるようになったらいい、と思ったことがあります。色々ところで色々なそういう伝統芸能をやっていますが、こういう風を書くのであれば、その映像化するにもお金がかかるだろうから大変だと思いますけれど、例えばアマチュアのビデオでもいいと思うんですよ。

それはみんなから提供してもらって、並べていつでも貸出できるように、そういうのもいいのではないかと。

市がお金を出して立派な物を作るとお金がかかるから、みんなでホームビデオでもいいから、色々ところで撮られているはずなので、それらを集めて随時見られるようなものもやったらいいのではないのかなと。

**宮下市長：** 映像を撮るのは直営でできるので、無料というか職員ができると思いますけれど、ジオパークで今ドローンを買いましたので、ドローンで撮ると格好よく取れるかもしれないですね。

**村中委員：** もう一つはプラスアルファですけれど、図書館は、本は貸出するほかに、そういう画像があったらそれを借りてきて図書館内で上映して見られるような所が、今、視聴覚室みたいな所はありますか。

**事務局（櫻井図書館総括主幹）：** あります。上映できる素材の物であれば、上映できます。

**村中委員：** そうですか。そういうものがあればいいのではないかと。

**宮下市長：** 来た人達にとってもいいのではないかと思いますね。

**村中委員：** 他から来た人達に地元のものを見てもらうのもいいと思います。

例えば田名部祭りの五町がありますけども、あれも各組で全部違うんですね、囃子とか。それも毎年違います。太鼓の名人がいる年があったりそうでない年だったり、笛を吹く人が誰かで微妙に違ってくる。ああいうものも随時撮り貯めたものを提供してもらってストックしておく、それを引っ張り出して、みんなで見て勉強するとか、楽しむとか、そういうことができればいいんじゃないのかなと。

それから納谷委員が言ったように、パソコン上でアクセスしてそういう資料をすぐ検索できるとか、そういうものもあれば、特にいいと思います。

**宮下市長：** 1個作ればどこでも使える。

**村中委員：** それにつけても、いつも感じるのが、「来さまい館」と「まさかりプラザ」をもう少し何とかできないのかなと。せっかく入れ物があって、郷土のことを紹介はしているんですが、せっかくスペースがあって、あの2つは色々別なものにも使ってはいますけれども。

**宮下市長：** 確かに、図書館だけでやるというよりは、まち全体でそういう話をやっていかなければいけないでしょうね。

**村中委員：** 例えばオーディオ・ヴィジュアルであれば、図書館に1部あって、ダビングすれ

ば来さまい館とかまさかりプラザで、そこにも直ぐできるような部屋は簡単に作れると思うので。

実際、まさかりプラザの方は、2階にそういうところがありましたよね、大きいスクリーンが。あそこは、今、使っているのかどうか。以前はそこで大スクリーンを使って会議をやって、ボート協会のレガッタの反省会とかやっていましたが。

ああいう所を活用して、郷土芸能の閲覧とか、紹介などにも使えるのかなと。

あの2つの建物をもう少し使えないかなというのとは前から考えていることです。

**宮下市長：** では、宮浦委員お願いします。

**宮浦委員：** 伝統を継承していくことの危機感というのは、私は、神社でお祭りの中で暮らしているもので、本当に切迫したものがあります。

これを如何に子供達に十分に楽しんでもらう、お祭りの頑張っている組頭とか、上の偉い人達が格好良く見える、そういう風なことで子供達を惹きつけるというか、子供達がそのお祭りを十分楽しんでもらえれば、子供達がそれを守ってくれるかなと思っているので、そういう風に心がけたいという思いです。

それとデジタル化というのは、大畑は毎年のお祭りを、神楽も、最初から最後まで全部張り付けて撮って、それを市販しています。

そうすると結構売れて、それは私がやっているのではなく写真屋さんが撮っているのですが、あれは貴重な、本当に何十年前の、あの時あの人があったとか、あの踊りは今と違う、本当に少しですけど、村中委員がおっしゃったように保存とか、微妙な変化を確かめる、それは演目だけではなくて街の変化、街並みとか街の勢い、それが映像としてずっと積み重っているのは大切なことなのだと認識しました。

あとは社会教育の中で、市民文化とか、私は歌を歌っているものですから、第九を頑張っている御苦労とか、最後に感動を一つにするとか、そういうことに価値を感じます。

みんなが喜んでいて、みんな喜びを共有するところから下を育てて生きたいという思いを持っています。

**宮下市長：** 今の話の中で、子供達が参加できるような環境になっているのですか。

**宮浦委員：** 今の子供達は忙しくて、一人の子供が何役もやっているの、子供達を巻き込んで一緒に楽しむ、これを私達は今やり始めています。

学校の生徒さんを色々な所に招待したり、賛助出演していただいたりしながら、生徒と一緒にステージを組んで、そうすると保護者もいらっしやいます。

そういうことで、大人が一生懸命歌っているところに子供を呼び寄せて、こんなにおじいさんになってもおばあさんになっても歌は楽しいんだ、ということとをみんなで共有するということをしてながら、学校で勉強するとかコンクールに入賞するだけじゃなくて、死ぬまで歌を歌い続けよう。

社会教育というか、生涯学習というのは、子供達と一緒に、お手本のおじいさんおばあさん、ずっと若い人もそうですが、子供達に見ていただく、子供達と一緒に巻き込むというところから始めたいと思っています。

**宮下市長：** 思い切って学校を休みにするとか、それぐらいまで皆さんから言って欲しかったんですけども、お祭りの時くらいは。祭りは夏休みですから部活も休んで、とか。

**村中委員：** それは結構あります。部活があるので、できない子供達が結構います。

**宮下市長：** 練習はさておき、本番の3日間、田名部祭りにしても3日間だし、大畑の祭りにしてもそうだし、そういう所ぐらいは配慮して欲しいということぐらい、やっぱりこの地域の伝統を守るという立場からは言った方がいい。

もう一つは、色々な文化イベントに対して、文化会館を使ったりすると、施設の利用率というのが非常に障害になっているという話を、いろんな団体の人達から聞く訳です。

そこは指定管理にしているので中々補助を出しづらいという部分がありますが、やっぱり社会性も高いとか、いろんな人を巻き込んでいるという部分については、積極的に市が支援していくような方向性をこういう場で示

すということは、文化の隆盛に繋がっていくのではないかなと思います。

**村中委員：** そのとおりだと思います。

**宮浦委員：** お願いします。

**宮下市長：** 今、お二人のお話を聞いてそう思いました。

では、教育長、最後をお願いします。

**遠島教育長：** 私は、今の提案の6ページの生涯学習社会の推進の所から7ページの上の所までのことで、少し違う言い方でここをお話したいと思いますが、現在、生涯学習課、それから公民館、図書館等で、社会教育に関する活動や授業を様々にやっております。

それは住民同志が学び合い、教え合う総合学習などを通じて人々の教養の向上だと健康の増進などを図る、要するに人と人との絆を強くする役割、こういうことについて様々なことをやっている。

その結果、例えば、公民館では市民大学等の取り組み、それから文部科学大臣から優良公民館の表彰をいただいたということや、図書館では文科省の生涯学習課の研究員の方が、本図書館の取り組みについて、例えばコンサートであるとか、詩歌コンクールであるとか図書館の貸し出しだけではなく職員の創意工夫でこれからの図書館のあり方を探っている先進的な取り組みをしているという風なことで評価をいただきました。

このように、外部から評価されるような取り組みをたくさん行っているということを、まずは紹介しておきたい。

しかしながら、それでは社会教育の目的がすべて果たされているのかというと、一つ足りないことが私はあるだろうと思っています。

それは何かというと、自分の趣味や健康増進だけでなく、現代的な課題であるとか社会的な課題を学習することで当事者意識を持って能動的に行動する知識だとか技能、こういうものを身につけるような形になっているのか。

すなわち別の言葉で言うと地域づくりを実践する人材を養成するというのも社会教育の役割だろうという風に思っていて、そこがこ

れからの課題ではないか。

そういう風に考えている中で、市長部局の方でサテライトキャンパスをやっていただいているので、これがそれに当たるのかなど。

そうすると、この取り組みを参考にしながら教育委員会としてもやっていく必要があると思っています。

以上です。

**宮下市長：** ありがとうございます。

皆様からいただいた意見を簡単にまとめると、やはり問題意識が高かったのが、まずは文化財についてです。

これを、まず目に触れる機会を作るという話と、それについては、しっかりとした映像、あるいは体験的に学習するシステムを構築する。それで、そのハコは、今までの来さまい館、まさかりプラザ、こういうものを利用しながら、これは私自身の見解ですけれども、安渡館、式番館ですとか新しい施設もごございます。そして図書館というところもありますので、そういった施設を活用しながら今後そういうことをやっていく。

もう一方で、お祭り、伝統の中でしっかりと子供達に充実した形で楽しんでもらうことが次の世代への継承に繋がるということであり、それについては、公休とまではいきませんが、学校側に配慮を求めていくような形も今後必要であろうと。

更に、文化、様々な市民皆様の活動については、施設利用という部分での費用のところ少しネックになっている所があると、私は問題意識を持っていますので、その部分についても今後良く、補助という形になるのか何かあるのか、考えていく必要があるでしょう。

最後に、教育長が言っていただきましたけれども、地域づくりを実践する人材づくりというものの拠点に図書館ということ、あるいは各種施設、公民館も含めてだと思えますけれど、そういうこともやっていく。これはおっしゃっていただいたとおり、サテライトキャンパスでそういう話はやっていきたいと思っております。

以上のような所を、次回までに大綱の案として事務局にはまとめていただき

たいと考えています。

以上で、議事の2については終わらせていただきます。

最後、その他皆様から何かありますでしょうか。

特によろしいですか。

では、事務局からお願いします。

**事務局：** どうもありがとうございました。

それでは、今回の社会教育のお話をもって、大綱策定にかかる協議は終了と判断させていただいてよろしいでしょうか。

**全員：** はい

**事務局：** それでは、次回ですが、7月26日の13時30分からということで予定をしたいと考えておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その席で、今までの話をまとめて大綱の案として事務局から提示をしたいと思ひております。それを協議していただいて、よろしければそれで大綱の策定という形にしたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

**宮下市長：** いよいよ大綱という形になりますけれども、丁寧に議論したつもりであります、私も事前によく見て、皆さんに堂々と案を提示できるという形にして、それぞれが説明能力を持って、保護者ですとかPTAですとか、そういった所に説明できるようにしていきたいと考えておりますので、最後のまとめ、よろしくお願ひいたします。

今日はどうもありがとうございました。